

「環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業」

仕様書

1. 委託事業名

環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業

2. 目的及び事業概要

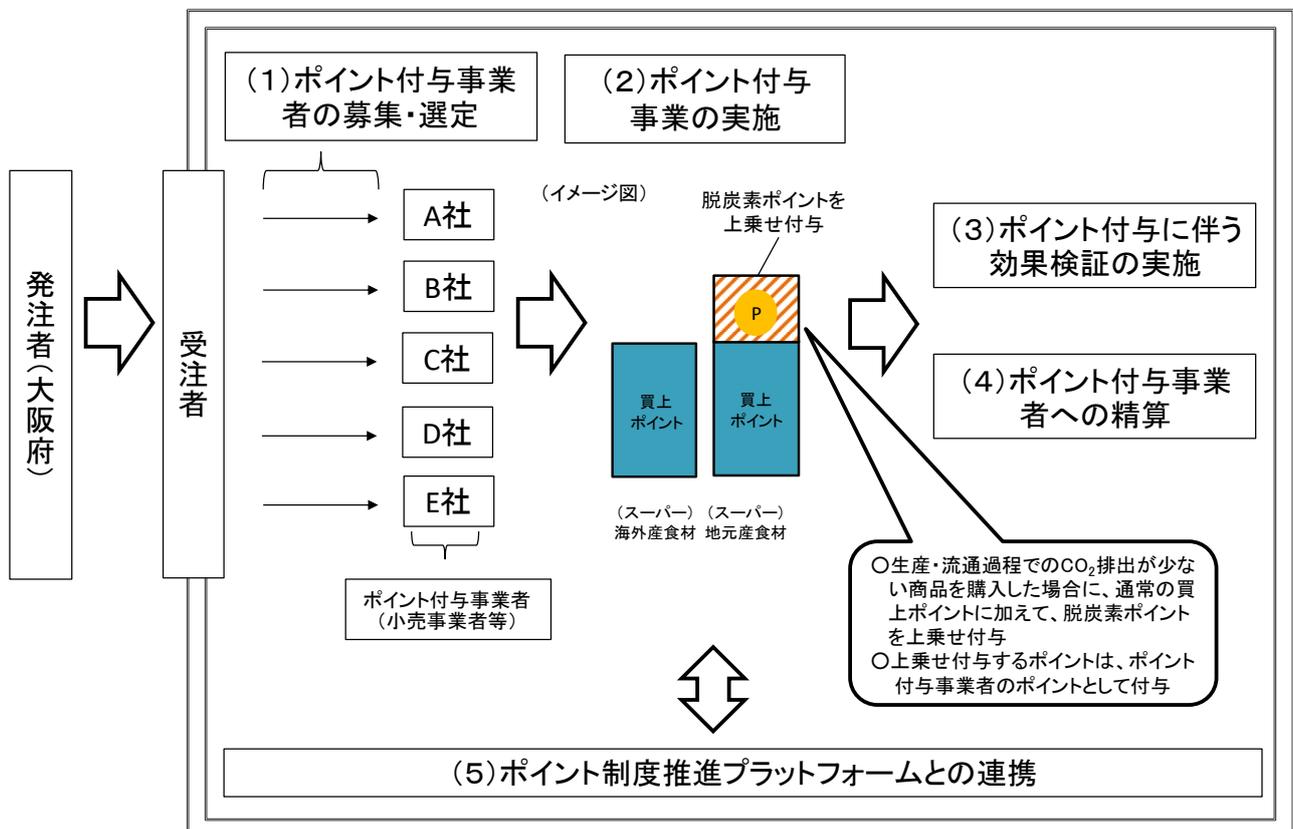
脱炭素社会の実現に向けては、従来を上回る対策が不可欠であり、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があります。我が国における家庭部門のCO₂排出量は全体のおよそ1/4であり、消費行動支出のうちの約6割を個人消費が占めていることから、日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくことが極めて重要です。

そこで、大阪府では、脱炭素型の消費行動にポイントを付与する制度のあり方について、関係する事業者を交えて検討及び効果検証を行います。

具体的には、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通過程でのCO₂排出が少ない商品（サービスを含む）を購入した消費者に対して脱炭素ポイント*を上乗せ付与し、脱炭素に寄与する商品選択の促進効果やCO₂削減効果等に関する評価・検証を行います。

また、意欲のある小売事業者等が参画するポイント制度推進プラットフォームと連携し、府民への周知方法や効果的かつ持続的な仕組みなど、より多くの消費者に継続的に働きかけるための制度のあり方について協議します。

※本事業で扱うポイント制度は「(仮称)脱炭素ポイント」とするが、今後、異なる名称を定めて本制度の周知、広報を行う可能性がある。



3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月22日（水）まで

4. 委託上限額

13,892,000円（税込） ※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 事業内容及び提案を求める事項

（1）生産・流通過程でのCO₂排出が少ない商品を消費者が購入した場合に脱炭素ポイントの付与を行う事業者の募集・選定

小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、消費者に対して脱炭素ポイントの付与を行うとともにその効果検証に協力する事業者（以下、「ポイント付与事業者」という。）について、公募を行い、5事業者程度を選定する。なお、公募に当たっては効果的に周知を行うこと。

公募の際には少なくとも次の項目を含む計画案を提出させること。

- ・実施スケジュール
- ・対象商品とその環境負荷削減効果（定量的又は定性的に説明すること）
- ・想定売上高とポイント付与原資額
- ・広報計画
- ・対象商品売上データや消費者アンケート等の効果測定

また、選定にあたっては、なるべく幅広い業態（個人消費を対象とした小売業態で、少なくとも食品スーパー（生協含む）を含むものとする）において、ポイント付与に伴う商品選択促進の効果やCO₂削減効果の検証ができるように留意するとともに、大阪府と協議の上で、別途設置する外部有識者等から構成される選定委員会（3名を想定）において審査すること。なお、選定委員会の委員への報酬は9,800円/回・人とし、本事業の委託費から支払うこととする。

また、選定したポイント付与事業者との間で、計画案を基にポイント付与事業の具体的な実施方法について協議の上、消費者への広報に係る役割分担、効果測定のためのポイント付与事業者側から提供を受けるデータの内容やポイント原資充当金の支払いなどに関する協定を締結すること。協定書に規定する項目については、大阪府と協議の上で定めるものとする。

（提案を求める内容）

- ①ポイント付与事業者の効果的な募集方法等について、その媒体も含めて具体的に提案すること。
- ②ポイント付与事業者の選定に当たっての評価基準を具体的に提案すること。

（2）ポイント付与事業の実施

選定したポイント付与事業者と連携し、府域において概ね3か月程度、脱炭素に寄与する商品を購入した場合にポイント付与を行う。

ア. 府民等消費者に対する効果的な周知・PRについて

ポイント付与を行う際には、ポイント付与事業者と連携して、府民等消費者に対して効果的な周知や啓発キャンペーンを行い、脱炭素型の消費行動が促進される工夫を行うこと。

イ. ポイント付与事業の実施に向けたポイント付与事業者との調整

ポイントを付与する商品、参考とするエコマーク等の認証制度、購入金額に対して付与するポイントの割合等のルールについて、(5)に示すプラットフォームにおける検討や意見を踏まえて、基本的なルールをとりまとめるとともに、具体的な実施方法については、個別にポイント付与事業者と調整して、円滑な事業実施に努めること。また、ポイント付与事業者が極力、同時期にポイント付与を開始できるように調整すること。

さらに、ポイント付与事業者間で統一的に活用する啓発資材等を作成するなど、府民への周知効果を高める工夫を行うこと。

ウ. ポイント付与事業の実施期間中における現地確認等

ポイント付与を行う店舗に対して現地確認を行い、実施状況を確認するとともに、消費者の反応や現場における運営上の課題等についてもヒアリングを行い、改善対策を検討し、可能な対策についてはポイント付与を行う店舗にて実施すること。改善対策の検討に当たっては、必要に応じて(5)に示すプラットフォームを活用すること。

(提案を求める内容)

- ①府民等の消費者に対する周知について、どの時期に、どのような効果的な手法で行うのか具体的に提案すること。
- ②ポイント付与事業者との連携に係る調整内容、調整の進め方、調整頻度等について、具体的に提案すること。また、ポイント付与事業者間で統一的に活用する啓発資材等について具体的に提案すること。
- ③事業実施期間中における現地確認内容及び、課題が確認された場合の対応の体制や対応方針、現場へのフィードバックの方法について具体的に提案すること。

(3) ポイント付与に伴う効果検証の実施(事例・ノウハウ集の作成を含む)

ポイント付与に伴う商品選択促進の効果やCO2削減効果の検証を行うこと。そのために、ポイント付与事業者に対して、必要な各種データの提供を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを行い、効果把握を行い、その結果から得られた課題に対する対策案や制度構築案を提案すること。効果検証に当たっては、次年度以降のより効果的かつ持続的なポイント制度の構築を図る観点から情報を収集・整理すること。

また、効果検証の内容を踏まえ、ポイント付与事業者が工夫した効果的な取組みや課題点をまとめた事例・ノウハウ集を作成すること。作成に当たっては、次年度以降、他の事業者が活用しやすい内容となるように配慮すること。

(提案を求める内容)

- ①効果検証について、ポイント付与事業者に対してどのようなデータの提供を求めて、どのような観点でデータを分析し、どのような分析結果を得ようとするのか具体的に提案すること。また、事例・ノウハウ集について、具体的な掲載項目やデザインなどを示した全体構成を提案すること。

(4) ポイント付与事業者への精算

ポイント付与事業者(5事業者程度)に対して、付与したポイント支払原資に相当する費用に応じて、(1)において定める協定に基づきポイント原資充当金(合計で500万円以内)を支払うこと。なお、ポイント付与事業者1者あたりに支払うポイント原資充当金は100万円以内で府と協議して定める金額とする。また、支払いに当たっては、付与対象品別の付与ポイントデータに

より、ポイント付与が適切に行われたことを確認すること。

(5) ポイント制度推進プラットフォームとの連携

ポイント制度推進プラットフォームとは、府民の脱炭素への意識改革・行動喚起を図ることを目的とし、脱炭素に係る取組内容の共有化や具体的なCO₂排出対策の検討等を行い、脱炭素ポイント制度が効果的かつ持続的に継続される仕組みについて、消費者にポイントを付与する制度を独自に有する事業者が幅広く参画し、協議する会議体をいう（大阪府が令和4年5月頃に創設予定）。

本プラットフォームの会議の開催は大阪府が行い、本事業実施期間中に3回以上開催することを想定している。受託者は、本事業の実施に当たっては、随時、本プラットフォームを活用し、参画している事業者の本事業における検討課題等について意見を聴取し、本プラットフォームと連携して、本事業を円滑かつ効果的に実施していくこと。

(提案を求める内容)

- ① 事業を円滑かつ効果的に実施していくため、本プラットフォームとの連携方策として、例えば、開催時期のほか、検討の論点及び結果をポイント付与事業にどのように反映させていくかなど、具体的に提案すること。

(6) 業務進行予定の策定及び進行管理

上記(1)～(5)について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、着手前に大阪府と協議すること。

(提案を求める内容)

- ① 事業全体のスケジュール及び上記(1)～(5)のスケジュールについて表形式で提案すること。また、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記(所属、役職、事業実績等)すること。また、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。

以下に大阪府が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、提案を制約するものではない。ただし、本仕様書で既に指定している内容に係る期間については遵守のこと。

時期	内容
令和4年6月中下旬	事業開始
令和4年7月上旬	ポイント付与事業者の募集開始
令和4年8月上中旬	ポイント付与事業者の選定
令和4年8月中旬～9月下旬	ポイント付与事業者との事業実施に向けた調整
令和4年10月～令和5年1月のうち3か月程度	ポイント付与事業の実施
令和5年2月～	ポイント付与による効果検証 ポイント付与事業者への精算 事例・ノウハウ集の作成
令和5年3月22日まで	成果物納品、事業終了

※随時、(5)に示すプラットフォームとも連携

6. 事業全体に係る留意点

(1) 物品等の購入について

物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>) に適合するものであること。

(2) 著作権及び使用料について

- ・本事業に関する企画、データ等一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・成果品に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) その他留意点

本事業で制作する成果品は公表を前提とするため、個人情報保護に十分配慮して制作すること。

7. 委託事業完了後、大阪府へ提出するもの

- ・受注者は、事業終了後、5. 事業内容及び提案を求める事項、6. 事業全体に係る留意点に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和5年3月22日までに大阪府に納品すること。（詳細は別途協議とする。）

(1) 紙媒体

- ・事業完了報告書 2部
- ・事例・ノウハウ集 10部

(2) 電子データ（CD-R等1枚）

- ・事業完了報告書
- ・事例・ノウハウ集

8. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

ア 事業の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

(1) 受注者は、事業の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。

(3) 受注者は、再委託先に対して本委託事業の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(4) 受注者は、再委託先に対して、本委託事業の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。

(5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。

(6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。

(7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

9. 実施状況の報告

- ・受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、2か月に1回、本委託事業の作業・スケジュール進捗が分かる資料等の書面を持参し、発注者に報告すること。（報告様式自由）
- ・発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求められることがあるので、すみやかに対応すること。

10. 委託事業の運営

- ・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

11. その他

- ・受注者は、事業開始時までには事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
- ・スケジュールの進捗確認は、随時、確認可能な事業体制とすること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、事業を遂行する。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。